

石岡市こども家庭センターが開設しました

▶ 4月1日から「子育て世代包括支援センター」および「母子保健」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を一体化した「こども家庭センター」が石岡保健センター内に設置されました。

子育てに関する情報提供や悩み相談を受け付けています。妊娠期からお子さんの社会的自立まで、誰もが孤立することなく支援を受けられるよう、サポートしていきます。お気軽にご相談ください。

何が変わるの？

妊娠期からお子さんの成長発達に寄り添う「母子保健」と、育児に関する情報提供や悩み相談、虐待対応・予防のための保護者サポートや関係機関との連携を行う「児童福祉」を一体的に行います。

お子さんおよび保護者の支援を、より円滑に行います。

設置場所：石岡保健センター内



「お子さんと一緒でも
安心して相談できます！」



☎こども家庭センター TEL 24-1390

外国人を雇用する皆さんへのお願い

▶ 日本で働く外国人が増えるにつれて、不法就労外国人の増加が問題となっています。特に茨城県は全国的に見ても不法就労外国人が多く、県民の生命・財産が脅かされる事件も発生しています。

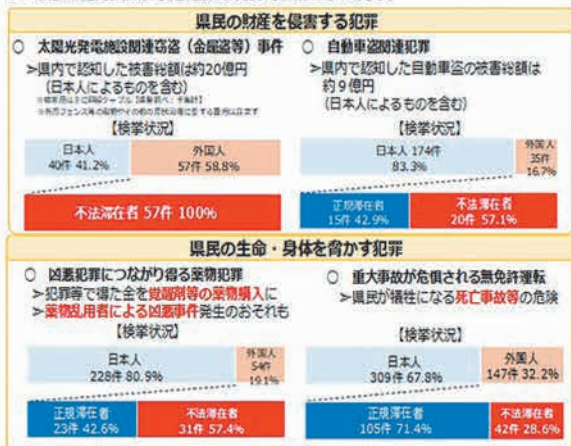
外国人を雇用する際は、雇用時の身分確認（在留資格・期限、就労制限の有無）の徹底にご協力ください。

☎石岡警察署 TEL 28-0110

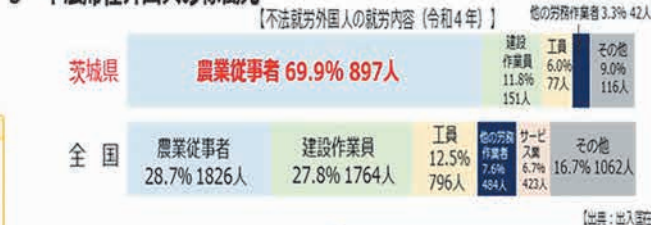
1 県内不法就労外国人の現状



2 不法滞在外国人による犯罪の現状（令和5年10月末）



3 不法滞在外国人の稼働先



茨城県警察の取り組み

- 巡回連絡、防犯アプリを活用した県民のディフェンス力向上
- 外国人コミュニティとの連携強化
- 犯罪分析結果に基づく不法滞在外国人の取締りの徹底
- 不法就労助長の摘発強化
- 関係機関・団体への働き掛け

雇用時の身分確認（在留資格・期限、就労制限の有無）の徹底をお願いします。

令和6年度からの軽減基準などが変わりました



国民健康保険 国保年金課 国保担当 TEL 23-5557

▶ 令和6年度税制改正に伴い、課税限度額が引き上げられました。また、保険税の軽減の対象となる所得基準が変更になりました。

なお、軽減措置を受けるための申請は不要ですが、家族全員が前年所得の申告をしていること、または扶養に取られていることが条件となります。

■課税限度額の変更点

課税区分	変更前	変更後
基礎分（医療分）	65万円	65万円
後期高齢者支援金等分	22万円	24万円
介護納付金分	17万円	17万円
合計	104万円	106万円

■軽減基準の変更点

均等割額の軽減世帯割合	令和5年度 世帯の総所得金額が次の場合	令和6年度 世帯の総所得金額が次の場合
7割	43万円 + 10万円 × (※給与所得者等の数 - 1)	43万円 + 10万円 × (※給与所得者等の数 - 1)
5割	43万円 + 29万円 × 被保険者数 + 10万円 × (※給与所得者等の数 - 1)	43万円 + <u>29.5万円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (※給与所得者等の数 - 1)
2割	43万円 + 53.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (※給与所得者等の数 - 1)	43万円 + <u>54.5万円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (※給与所得者等の数 - 1)

※給与所得者等：一定の給与所得者や公的年金などの支給を受ける人

後期高齢者医療保険 国保年金課 後期担当 TEL 23-7318

▶ 後期高齢者医療保険料率は、高齢化等による医療費の増加などを反映し、2年ごとに見直されます。

令和6・7年度における茨城県の後期高齢者医療保険料率は下記のとおりです。

※県内は均一の保険料率です。

■保険料率の変更点

区分	令和4・5年度
均等割額	46,000円
所得割率	8.50%

令和6年度		令和7年度
賦課のもととなる金額が <u>58万円以下の人</u>	賦課のもととなる金額が <u>58万円超の人</u>	※所得割率は賦課のもととなる金額によらず、統一
<u>47,500円 (+ 1,500円)</u>		<u>47,500円</u>
9.00% (+ 0.50%)	9.66% (+ 1.16%)	<u>9.66%</u>

保険料の軽減の対象となる所得基準が次のとおり変更になりました。

■軽減基準の変更点

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等の合算が次の場合		軽減割合
令和4・5年度	令和6・7年度	
① 43万円 + 「10万円 × (※給与所得者等の数 - 1)」以下の世帯	現行と変更なし	7割
② 43万円 + 「10万円 × (※給与所得者等の数 - 1)」 + 「 <u>29万円</u> × 世帯の被保険者数」以下の世帯	43万円 + 「10万円 × (※給与所得者等の数 - 1)」 + 「 <u>29万5千円</u> × 世帯の被保険者数」以下の世帯	5割
③ 43万円 + 「10万円 × (※給与所得者等の数 - 1)」 + 「 <u>53万5千円</u> × 世帯の被保険者数」以下の世帯	43万円 + 「10万円 × (※給与所得者等の数 - 1)」 + 「 <u>54万5千円</u> × 世帯の被保険者数」以下の世帯	2割

※給与所得者等：一定の給与所得者や公的年金などの支給を受ける人

■課税限度額の変更点 令和6・7年度の賦課限度は下記の通りになります。

令和5年度	令和6年度	令和7年度
66万円	※ 73万円	80万円

※令和6年度、75歳に到達する人は80万円になります。